

議員の海外派遣取扱要領

平成29年12月8日制定

(趣旨)

現在、社会・経済のグローバル化や様々な分野での国際化が進展する一方で、人口減少や少子高齢化の進行による地域の活力低下が懸念されており、地方議員には、幅広く国際的な視野に立った県政の推進が求められている。

このため、議員の海外視察は、議員自らが海外の事情を調査・研究を行うことにより、議員の見識を広げ、その成果を議会運営や県政の政策立案・提言等に反映するとともに、国際交流等を通して本県のPRを推進し、本県の活性化や県政の更なる発展に資するものである。よって、地方自治法第100条第13項及び香川県議会会議規則第125条に基づく議員の海外派遣についての取扱いを次のとおり定めるものとする。

1 派遣の対象

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項に規定する議員の派遣のうち、海外派遣は、次の（1）から（5）までに掲げる場合に行うことができる。

- （1） 県政運営上の重要事項又は議会の制度運営に関し、海外の事例等を視察・調査するため、議員を派遣することが必要と認められるとき。
- （2） 公共団体等の主催する海外視察・調査事業等であって、内容が県政運営上議員が参加する意義があると認められるとき。
- （3） 県の産業、文化等の振興、PR等のため、議員を派遣することが必要と認められるとき。
- （4） 外国又は外国の地方公共団体若しくは公共的団体等との友好交流推進のために訪問するとき。
- （5） その他、（1）～（4）までに準ずる派遣であり、議員を派遣する必要があると認められるとき。

2 派遣の可否基準

1の派遣を行うには、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 派遣の目的及び内容が具体的で明確であること。
- (2) 派遣先の選定理由が明確であること。
- (3) 1の(1)及び(2)により派遣する場合は、視察・調査による成果を県政の政策等に反映し、又は、政策立案・提言等に寄与することが明らかであること。
- (4) 1の(3)により派遣する場合は、派遣することによる成果が県の産業・文化政策に貢献することが明らかであること。

3 派遣費用等

派遣に係る費用及び派遣人数は、次のとおりとする。

- (1) 旅費の額は、1人100万円程度とするが、派遣目的や派遣場所、業務の内容等にかんがみ、合理的な金額とする。
- (2) 車両借上料、ガイド・通訳料、現地手配料等は、派遣目的や派遣場所、業務の内容等にかんがみ、必要最小限度の額とする。
- (3) 派遣人数は、派遣の目的等にかんがみ、随行職員も含め、必要かつ合理的な人数とする。

4 派遣の手続き

派遣を行う場合は、次の手順に従い手続きを経なければならないものとする。

ただし、香川県議会会議規則（昭和31年香川県議会規則第1号）第125条第1項ただし書の規定により議長が派遣を決定する場合は、(4)及び(5)の手続きを要しないものとする。

(1) 希望者の募集

派遣を企画する議員は、派遣期間、訪問先、行程の概要を明らかに

し、参加者を募る。

(2) 実施計画の策定

派遣を希望する議員は、派遣の2箇月前（県が事業者と委託契約を締結するときは3箇月前）までに（緊急を要する場合であって、やむを得ないと認められるときは、速やかに）、次に掲げる事項を盛り込んだ海外派遣実施計画（以下「実施計画」という。）（様式1参照）を策定する。

- ・派遣国
- ・派遣期間
- ・目的
- ・訪問先及び活動内容
- ・派遣の必要性
- ・派遣議員
- ・費用（複数の業者から見積り徴収する。）
- ・行程表

(3) 実施計画を議長へ提出

派遣を希望する議員の代表者は、実施計画を策定したときは、直ちに議長に提出する。

(4) 議会運営委員会の承認

議長は、実施計画の内容が適正であると認めた場合は、議会運営委員会に当該実施計画を諮り、承認を得る。この場合において、派遣を希望する議員の代表者は、当該実施計画の内容を説明するものとする。

(5) 本会議における議決

議会運営委員会で承認後、次に掲げる事項を明らかにして本会議で議決を経る。

- ・派遣の目的
- ・派遣場所
- ・期間
- ・参加議員
- ・その他必要事項

(6) 派遣の実施

(7) **報告書の提出**

派遣議員は、海外派遣終了後、1箇月以内に報告書を作成し、派遣議員の代表者は、それを議長に提出するものとする。また、議長は、報告書の写しを、議会運営委員会に提出するとともに全議員に配布する。

(8) **報告書の閲覧・公表**

議長は、報告書を議会図書室に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、速やかに議会ホームページにおいて、報告書を公開する。

(9) **その他**

(4)の議会運営委員会の承認後、やむを得ない事情により実施計画を変更する必要があるときは、派遣を希望する議員の代表者は、海外派遣変更実施計画(様式2参照)を議長に提出し、その承認を得るものとする。

5 その他の申し合わせ事項

(1) 参加議員は、海外派遣に係る行程の作成及び視察先のアポイント等を速やかに行うものとする。

(2) 報告書には、視察の目的、視察の内容、視察により得られた成果、県政施策等に反映させる具体的事項を詳細に記載するものとする。

附 則

この要領は、平成29年12月8日から施行し、同日以後に出発する海外派遣から適用する。

【参考】

地方自治法（抜粋）

第 100 条

13 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

香川県議会会議規則（抜粋）

125 条 法第 100 条第 13 項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中においては、議長が議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

(様式1)

平成 年 月 日

海外派遣実施計画書

香川県会議議長

様

代表

香川県議会議員

印

下記のとおり、海外への派遣を希望するので承認願います。

項目	内 容		備 考
派遣国			
派遣期間			
目 的			
訪問先 及び 活動内容	訪問先	活 動	
派遣の必要性			
派遣議員			
費 用			

※1 行程表を添付すること。

※2 費用の積算根拠（見積書）を添付すること。

※3 各項目で記入しきれない場合は、別紙として記載すること。

(様式2)

平成 年 月 日

海外派遣変更実施計画書

香川県会議長

様

代表

香川県議会議員

印

平成 年 月 日に提出いたしました海外派遣実施計画について、下記のとおり変更したので、承認いただきますようお願いします。

記

項目	変更前	変更後
変更理由		

※ 所定の欄で記入しきれない場合は、別紙として記載すること。